

インフレスライド条項の適用について

日向市 財政課

令和 7 年 3 月

公共工事において市場の実勢を予定価格に反映させるため、新たな公共工事設計労務単価が令和 7 年 3 月 1 日から適用されることを踏まえ、国及び県がそれぞれの工事請負契約約款第 25 条第 6 項（以下「インフレスライド条項」という。）の適用を決定しました。

日向市におきましても、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライド条項を下記のとおり適用することとします。

今回適用するインフレスライド条項は、令和 7 年 2 月 28 日以前に契約を締結し、下記 1 の要件を満たす工事を適用対象としており、その対象工事の受注者は、インフレスライドによる請負代金額の変更を請求することができます。

つきましては、本件に係る請負代金額の変更を請求される受注者におきましては、速やかに受発注者協議を開始してください。

なお、インフレスライドについては、基準日以降の残工事を明確にするため、基準日における出来形が確認できる書類等（下記 3）の整理が必要となりますので、請求される受注者におきましては、確認資料の準備をお願いします。

また、協議の結果、インフレスライドが適用にならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

記

1 適用対象工事

次の（１）及び（２）の要件を満たす工事に適用する

（１）基準日における残工期が 2 ヶ月以上ある工事

（工期延伸の予定がある場合は、基準日から予定工期までの期間が 2 ヶ月以上ある工事）

※基準日：請求日を基本とするが、請求があった日から 14 日以内で受発注者協議により定めることもできる。

（２）次の式を満足するもの

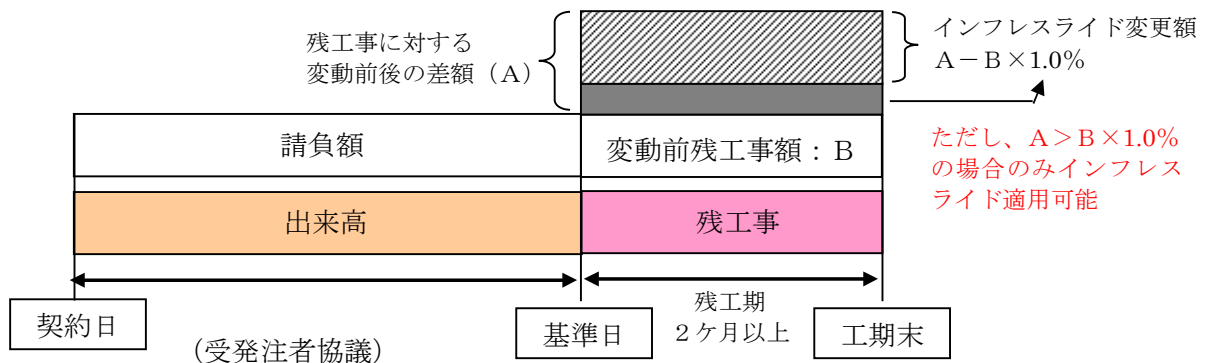
$$S = (P_2 - P_1) - P_1 \times 1 / 100 > 0$$

S：スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P₁に相当する額

インフレスライド対象額のイメージ



2 適用開始日 令和7年3月1日

3 出来形確認資料 (例)

- ・ 基準日における工事出来高内訳書
- ・ 基準日における出来形写真
- ・ 実施工程表付き工事履行報告書 など

4 その他の運用について

運用にあたっては、宮崎県公共三部が定めた「宮崎県工事請負契約約款第25条第6項 (インフレスライド条項) 運用マニュアル (暫定版)」に基づいて行う。

5 技能労働者の賃金水準の引き上げについて

今回のインフレスライド条項の適用により、請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応いただくようお願いします。

日向市工事請負契約約款第25条第6項 (インフレスライド条項)

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。